

四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第20号

四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部を改正する条例

四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例（昭和23年四日市市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育料及び委託料の額) 第1条 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料の額は、次のとおりとする。 (1) 幼稚園保育料 月額 <u>18,200</u> 円を限度として、市長が別に定める額 (2) (略) 2 (略)	(保育料及び委託料の額) 第1条 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料の額は、次のとおりとする。 (1) 幼稚園保育料 月額 <u>6,900</u> 円 (2) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)